2023年度の重点方針(案)

はじめに

3年余に渡って続いたコロナ禍は、5月8日に新型コロナが2類相当から5類に移行されて、世間的には一区切りをつけたようにみられています。しかしウイルスが完全に弱毒化している訳ではなく、強い感染力や一定層での重症化・死亡リスクは、依然として存在し、医療・介護施設では、今後も緊張感を持った対応が求められています。

このままケア労働者の処遇改善が現場労働者の期待通りに進まなければ、医療・社会保障分野の人材の底が抜けてしまいかねない状況に来ています。

全厚労 23 年度重点方針では、この 1 年間に必ずやることをしっかりと意思統一するとともに、全ての組合員が仲間と一緒になって「自分たちで出来ること」を考え、ともに行動する運動づくりを目指して、労働組合活動をバージョンアップしていくことが求められています。

そのためにも組合民主主義の基本である「みんなで討論、みんなで決定、みんなで行動する」ことが必要です。全厚労3万人の組合員一人ひとりが、どういうことがやれたら、職場が変わるのか、医療や介護分野に人が集まるように変えられるのか。全厚労の取り組みにも参加したいと思えるのか、9月の大会に向けて、一緒に議論していきましょう。

1. 地域住民のいのちと健康を守ることのできる医療・社会保障体制の構築目指す

診療報酬・介護報酬を引き上げ・改善し、ケア労働者に「適正な」賃金を保障するものにしていくことが、地域医療・介護に必要な人材を確保し、今後とも安定的に事業継続させるために求められています。「公定価格」である医療・介護保険制度の中で、私たち労働組合だけでなく、日本医師会や日本病院会なども強く報酬の引き上げを求めています。

24年春には診療報酬・介護報酬・障害者サービスのトリプル改定が行われます。引き続き、臨時改定を求める運動に取り組みながらも、24年報酬改定での大幅引き上げ・改善に向けて、23 秋闘段階で、機関会議と連動させた全厚連への要請や、国会議員・省庁要請(厚労省・財務省)などを計画していきます。

議員、省庁要請に対しては「一筆要請(※)」を準備し、全ての組合員から具体的な声を集めていきます。「一筆要請」では、組合員一人ひとりが署名(名前と勤務先・職種)とともに、報酬引き上げを訴えるための「現場の状況」や「一人ひとりの想い」をしっかりと書き込めるようにします。集まった「一筆要請」は、地元選出議員や厚労省・財務省などに、手渡せるよう必要数をコピーして、活用します。

また他にも議員や省庁を動かすメッセージを伝える効果的な方法はないか、意見を集約していきます。

【行動日程案】

①第1回中執 全厚連及び国会議員要請行動

要請先:全厚連、衆参厚労委員、農民の健康を創る会議員等 9月21日~22日に実施。1日目11時スタート~2日目 15時頃終了 ②10月13~14日、横浜で開催する「看護集会(幹部・看護師集会より名称変更)」を、 中執招集対象とします。

2009年に北海道で開催した幹部・看護師集会から、予算の関係で4役を除く中央執行委員を旅費支給対象から外してきましたが、改めて看護問題を重点にした運動を意思統一するため、全厚労本部(中執)全体で意思統一する集会とします。なお集会名称が、「幹部看護師」のみを対象にしているように若手に受け止められているという意見を踏まえて、看護委員会で相談し、23年度の集会から、集会名を「看護集会」と改めることにしました。名称変更があっても、労組役員とともに看護職の組合員が広く参加する集会としての位置づけは変えずに運営をしていく予定です。

さらに社会的なアピールとして、この「看護集会」の企画として、「全厚労版・秋のナースウェーブ」を実施し、看護師の労働実態を訴えていきます。合わせて 10 月 19 日に予定される「いのちまもる国民集会」へも結集を強めます。

③第2回中執 秋の全厚労独自厚労省交渉を設定する。11月2日(木)13時~3日(祝)12時

合わせて、日本医労連中央行動(11月15日・議員要請行動、16日・政府交渉)への 結集も強めます。

この他、中央4役レベルで、適切な時期に「財務省要請」(11月下旬~12月上旬)や、 政党要請、主要議員との懇談等を計画する。

また今年の秋にも解散・総選挙が行われる可能性もあり、その場合には、大幅改定を選挙の争点にする大きなチャンスとなります。政治的イベントの可能性を見据えて、大会後すぐにも主要各政党への公開質問状の取り組みや懇談の申し入れを行っていきます。

2. 職場に「働くルール」を根付かせる学習と権利行使、職場環境改善、労働条件向上

労働組合の役割は、労使対等な立場での団体交渉を通じて、労使合意を労働協約として、独自の「働くルール (労働条件)」を作っていくことにあります。また当然、労働基準法や労働安全衛生法等の法律で定められているルールの遵守や、使用者に労働者への安全配慮義務を果たさせる役割も求められています。

秋闘期の中執会議を、議員要請や集会参加などと連動させるため、学習の時間を持つことは出来ませんが、別途、オンラインの学習企画を準備していきます。学習内容は、学習協とも相談しながら、例えば、「労働組合わくわく探検隊・全厚労版」(長久啓太氏)や、本田宏先生等の「連続講座」などを企画していきます。

学習動画は、組合員専用ページで公開し、全組織での活用を拡げます。23 秋闘では、「働くルールを学び、活用する大運動月間」を設定し、全組合員向けの学習資材(リーフ)を

作成、普及します。

職場の要求と労働実態をつかむ具体的ツールとして、24 春闘アンケートを早期に開始するとともに、各単組での独自調査項目の設定や「退勤時間調査」の活用を進めます。

昨年取り組んだ「看護現場実態調査」のデータを活用して、各県の交渉にも活かしていきます。

3. 日本国憲法を守り、活かす政治へ。「戦争の準備」ではなく「平和の準備」を

国会での憲法審査会が継続して開催されています。与党の自民・公明党に加えて、改憲 に推進の立場に立っている維新と国民を加えた4党が、「改憲」へ前のめりになり、緊急事 態条項の必要性を強く主張しています。

岸田政権になって 5 年での防衛費倍増方針によって、23 年度予算では、防衛費が当初予算比で 1.26 倍化されました。防衛費増額には東日本大震災の「復興特別税」の半分といのちと健康に使うべき国立病院機構と JCHO の積立金の防衛費流用が強行されようとしています。

強まる「改憲」の動きに対し、現行日本国憲法の基本的人権を守り、「法の下の平等」や「生存権」「労働基本権」をしっかりと実行させる取り組みを検討していきます。

4. 全厚労ニュースやホームページの改革、SNS 活用を進める

全厚労からの情報伝達ツールとして、過去から発行している「全厚労ニュース」の他、ホームページ、21 年度からは公式ツイッターを開設しています。

22 年度で開設した LINE 公式アカウントを活用し、ニュース発行からタイムラグなく情報伝達していきます。22 年度で行った完全デジタル号の導入と、印刷号の表面カラー化の効果については、教宣部での議論とともにデジタル号の試行を受けたアンケートを実施して、効率よい情報提供体制の構築を目指します。SNS 等のツールを活かし、情報収集、拡散にも努めます。

5.「仲間づくりと共同行動」向けた活動。全厚労 70 年の歴史を振り返る準備を進める

22 年度に再開した「役員強化セミナー」は、全厚労労働学校として支部役員や新人・青年部役員を対象に引き続き、開催を検討していきます。支部レベルでの学習と活動強化を目指し、支部での活動交流の機会や情報交流する機会を増やします。

労働組合活動の成功のカギは、結集する労働者の「数の力」とともにその組合員の自主的な「組合活動への参加」にかかっています。労働組合員の「仲間づくり」と「一緒になって取り組める活動内容」を、みんなで考えていける組織へと大きく転換を図っていきます。特にオープンショップ組合では、「仲間づくり」への支援強化策について、全厚労本部・ブロックでの対策を進めます。

全厚労結成70周年(2025年)に向けた「資料作成」とともに「記念事業」の取り組みについて検討を開始します。

※各県の組合活動休暇等の労働協約に関連して、「労働学校」の名称を残して欲しいとの 意見があるため、当面「役員強化セミナー(労働学校)」と併記するようにします。

全厚労 2023 年度スケジュール表 (案)

日程	全厚労の取り組み		日本医労連等の取り組み
9/1~2	第71回定期大会(福岡、ハイブリン	ッド)	
15	第1回四役会議・議員要請		
21~22	第1回中執・全厚連、議員要請行動		27~28、看護要求実現交流集会
10			活品
13~14	第 35 回看護集会(横浜)	春	
	(全厚労ナースウェーブ)	春闘アンケー	19、国民集会 15、議員要請 16、政府交渉
$11/2\sim 3$	秋の厚労省交渉・第2回中執	ンケ	
15~16		Ĺ	学を 習 学 15、議員要請 16、政府交渉 I V
17~19	医療研究集会(OL・東京)	ト 集 約	値が
12/上旬	4 役・財務省要請など	利	
15~16	第3回中執(拡大)		
	(各県委員長・書記長招集)		5~6、24 春闘討論集会
1/19~20	春闘討論集会(京都・中央委員会)		17~18、中央委員会
	春闘方針決定		
2/	各ブロック春闘討論集会		
		2	
2/29 (木)	ビキニデー (~3/1)	2 4 春闘推進	
3/8 (金)	中執会議	厨 推	6、中央行動(議員要請)
13 (水)	回答指定日	進	7、中央行動(政府交渉)
14 (木)	統一行動日		
4/5 (金)	中執会議		
	春闘推進ゾーン		
5/17~18	中執会議 (例年は拡大)		1、メーデー
			ナースウェーブ行動
6/ ()	政府交渉 (看護委員会対応)	母	
		保保	
$7/5 \sim 7$	K's station in 石川	母性保護月間	
12 (金)	中執会議	間	
8/4~6	原水爆禁止世界大会 (広島)	•	原水爆禁止世界大会
9/13~14	第72回定期大会		

全厚労・基本活動方針(案)

全厚労の歴史の中で築き上げられてきたスローガン「生活と医療と平和を守る」を軸に据えながら、2018年度から提起してきた下記の「労働組合(全厚労)の4つの役割と視点」も踏まえて、運動を具体化していきます。

労働組合=「全厚労」の役割と今後を考える4つの視点

- ①「集団的労使関係」で、働くルールを確立していくのが労働組合
- ②一人ひとりが参加・発言する「組合民主主義」を貫く労働組合運動へ
- ③「働くルール」や運動の歴史、社会情勢を「学び」、牽引する全厚労に
- ④「平和であること」が、国民の生活維持・発展と労働組合活動の土台

1. 中央執行委員会の機能強化と専門部の連携

中央執行委員会の機能を抜本的に強化していきます。執行委員会の持ち方を改善し、議論のための準備、中央執行委員の任務分担を進めていきます。

全厚労規約は、中央執行委員会を「全厚労本部」として定め、書記局とともに、運動を 前進させる基本的任務を課しています。様々な課題を抱える加盟組織の運動を全厚労全体 として支え、支援するとともに、一致できる課題での統一闘争を前進させます。

また中央執行委員会の下に置かれている各種専門委員会での議論や行動計画が、全厚労運動全体のものとなるように、中執と専門委員会との連携を図り、意思共有を進めます。

2. 基本的運動の柱

「全厚労の4つの役割と視点」を追求しつつ、全厚労の「基本的運動の柱」として

- ◎組合員の生活と権利を守り、向上させる運動
- ◎厚生連(協同組合)医療を守り、地域医療を充実させる運動 の2つの柱を最重点課題として取り組みます。
- 1)組合員の生活と権利を守り、向上させる運動

私たちの獲得目標

8時間労働で、人間らしく生活できる賃金と、労働条件を獲得しよう。

☆「人間らしい生活」ができる賃金へ、「社会的役割にふさわしい賃金」目指す 全厚労として、組合員の要求と賃金の生計費原則(①自身の労働力の再生産費、②家族・ 子どもを含めた育成費、③技能養成費)を基に、「人間らしい生活」ができる賃金水準の確 保、「社会的役割にふさわしい賃金」水準を目指して、「賃金闘争」を再構築します。

北欧・ヨーロッパ諸国では、少子化対策も含めて、子どもの養育費や教育費などが国の

負担とされています。また失業時での技能養成費なども国が保障して行っているところも あります。医療や介護事業の収益は、国の定める診療報酬・介護報酬で左右されます。国 の医療・社会保障制度を変えていく課題と合わせて、賃金改善闘争を進めます。

☆「サービス残業」根絶で、人員増につなげ、「8時間労働で暮らせる職場」を作る

2019年4月より「働き方改革法」が施行され、時間外労働の上限規制と36協定締結の規制も大きく変わりました。「特別条項」を結べば、過労死水準までの休日・時間外労働が認められるという、とんでもない上限規制ですが、あくまでも時間外労働の原則は「月45時間、年間360時間」で、厚労省が想定する1日の時間外労働は2時間程度であり、また「休日・時間外労働はできるだけ少なくしていくこと」を求めています。「残業はなくて当たり前」の意識づくりと「行動計画」を策定して、人員増を目指します。

全厚労看護委員会では、「月6日以内夜勤」を獲得目標に掲げて、夜勤協定のグレードアップを目指します。また引き続き「サービス残業の根絶」と「長時間過密労働」の課題を進めていきます。全厚労全体としても、最低限の労働条件を定めた労働基準法の遵守という「当たり前」の権利行使を、職場の隅々にまで広げていきます。日本看護協会が21年3月に提案した「就業継続が可能となる看護職の働き方」の内容も活用していきます。

全厚労の「統一闘争」として、厚生労働省「新ガイドライン」を徹底的に活用し、労働 実態と残業の「自己申告」との乖離をなくし、「サービス残業」を一掃します。引き続き全 組合員レベルの学習に取り組み、組合員の意識改革、権利を行使できる職場をつくります。

「サービス残業」の存在は、職場で必要な仕事量の客観的な把握を困難にし、人員不足の実態を覆い隠してしまいます。「働き続けられる職場づくり」には、実労働時間の把握と、それに見合うだけの人員配置を明らかにすることが必要です。

当然、「必要のない残業」にもメスを入れ、時間外労働自体を減らすことも必要です。生活のために「時間外労働」をするのではなく、所定労働時間内の労働で、「生活向上が図れる賃金」を獲得することが必要です。これは「サービス残業」があるままでは、到底、達成することはできません。「1日8時間働けば、人間らしく暮らせる職場」を目指して、賃金水準の改善・向上を図っていきます。

「サービス残業」一掃の取り組みの中で、年休取得などの労基法遵守をすすめ、労働安全衛生委員会活動も重視して、「36 協定」違反や長時間労働の実態把握と改善につなげ、「働くルール」が守られる職場を作ります。

☆労働安全衛生委員会を活用し、全ての支部(病院)で委員会活動強化を図る

労働安全衛生法に基づいて、安全衛生委員会(50人以上の常時労働者がいる事業所では、 衛生委員会)の設置義務があり、50人未満の事業所でも安全衛生に関して労働者の意見を 聞く機会を設けることが必要です。

委員の構成は、統括衛生管理者以外は、事業者が指名しますが、委員の半数は過半数労働組合か労働者過半数代表の推薦に基づき指名する必要があるので、労働組合として労安担当者を決めて、対応することが大切です。

構成された委員による月 1 回以上の委員会開催が義務付けられています。委員会の権限は、職員の衛生環境、健康診断、長時間労働、メンタルヘルスなど、職場と労働環境に関

わる調査と改善について幅広い裁量を持っています。日本看護協会も 2018 年 4 月より「看護職場の労働安全衛生ガイドライン」を発出し、「ヘルシーワークプレイス」づくりを呼びかけています。これらも活用して、健康で安心して働き続けられる職場を目指します。

「働き方改革」の中で、労働安全衛生委員会の位置づけも高められており、安全・安心な職場環境の構築のみならず、時間外労働の実態や年休消化など、働くルールのチェック・ 是正など、活用を図っていきます。

なお政府・財界が積極的に推進しようとしている副業については、既に医師においては 事実上行われていることや、今後他職種にも広がっていくことが想定される中で、全厚労 としても一定の見解を出すように議論を進めていきます。

☆「労働協約」である「夜勤協定」を遵守し、発展させる取り組み

各県が持つ「夜勤協定」は、過去の労使交渉の中で勝ち取ってきた「労働協約」=労使の自主交渉で決められる働くルールの一つです。「労働協約」は法律以上の効力を持つことができ、労使で自主的に決めた「労働協約」を遵守することは、労使双方の責務です。

また「夜勤協定」は、夜勤する看護師等の命と健康を守るための大事な協約です。定期的な看護委員会や夜勤点検委員会を開催し、協定違反については、労組として遵守を使用者に強く要請していきます。

夜勤規制の中身については、20 春闘から掲げている「1 人月 6 日以内」を目標として当面 8 日、職場ごとの夜勤要員の定数・夜勤体制(グレード)や予備率(予備人員)などを定めた夜勤協定に改善していきます。

看護委員会を中心に、夜勤改善の取り組みと教訓を全県から集約し、全体の運動に活かしていきます。

2) 厚生連(協同組合) 医療を守り、地域医療を充実させる課題

日本の医療政策は、1980 年代の「医療費亡国論」(※医療費の高騰が社会を滅ぼすという理屈)の立場から、国立病院の統廃合計画、自治体病院など公立病院改革が相次いでやられてきました。今は、この間の厚生連病院の譲渡、厚生連の解散などの事例に見られるように、厚生連や日赤、労災病院などの公的病院がターゲットになってきています。しかし、実際には、高齢化社会が進むなかで、医療費が増大することによって、「国の存亡」が問われたことはありません。むしろ厚生労働省自身が「厚生白書」の中で、医療や社会保障分野は、「経済循環率」が他産業より高く、経済成長の面からも、医療・社会保障へ財政を回すことが必要だと認めています。このことに従えば、本来やるべき経済政策は、診療報酬や介護報酬などを大きく引き上げ、医療・社会保障分野にお金を回していくことです。政府の政策は真逆のことを行っています。地域医療構想では、病床過剰地域において、公的医療機関に対して、病床削減を「命令」されることもあります。また「公的医療機関 2025プラン」でも病床削減を誘導しようとしています。この流れに対抗することが必要です。

また「農協改革」の流れの中で、政府からは「員外利用率」による締め付けとともに「社会医療法人化」への転換を可能にする通達も出されています。医療を受ける側にとっては、厚生連であろうが、社会医療法人であろうが同じ病院で変わりはないかも知れません。しかし、地域から「協同組合」理念をもった病院が縮小されていくことは、住民のための医

療提供や健康を守るという意識が薄らいでいくことにつながります。国際的にも「協同組合」はユネスコから「無形文化財」に指定され、「持続可能な社会づくり」に寄与すると評価されています。「協同組合」を守っていくことが、地域社会や地域経済の維持にとっても大切です。感染症拡大の面からも「都市集中型」の脆弱性が明らかになりました。農業などの一次産業、生活物資の生産などの国内産業を復興させることが、安全保障上も大切になっています。

3. 2つの基本的運動の柱を進める具体的な取り組み

「大幅賃上げ」の課題では、改めて各県の賃金体系や諸手当を分析・比較し、産別要求である「ポイント賃金」を見据えながら、「到達闘争」を重視します。また賃上げしたとしても、「サービス残業」のように一方で「ただ働き」を残していれば、「賃上げ」の効果は、なかったと等しいものになりかねません。「生活改善」のための「大幅賃上げ」と「サービス残業撲滅・長時間労働改善」の課題をセットで追求していいきます。

「サービス残業」根絶に向けての運動は、看護委員会の取り組みと連動させて推進していきます。20年度で作成した「看護ポケットマニュアル」を看護職のみならず、全組合員に配布し、日常普段に目に見える環境で、時間外申請や年休取得への意識付けを行います。 QRコードでの誘導で、新しい情報のアップデートを行っていきます。

秋闘では「いのちと暮らしを守れ!みんなのアクション月間」を設定し、医療・社会保障を守る世論を作る運動に取り組みます。また確実に行われる総選挙で、医療・社会保障を充実させる政治の実現のために、政党に対する公開質問状や議員要請の取り組みを強めるとともに、主権者としての権利行使を呼びかけていきます。

産別がメインで取り組む「請願署名」を重点署名とします。11 月~12 月上旬にかけて「春闘アンケート・時間外実態調査」に取り組み、次期春闘に向けた「時間外労働の実態把握(看護実態調査や過去の春闘アンケートの比較検討)」を行います。合わせて、様々な労働団体が連携して提起している「わたしの仕事8時間プロジェクト」を活用します。春闘アンケートでは可能な限り、全組合員の集約を行うとともに、全ての県でサンプリング調査含め、全厚労全体の実態がつかめるように取り組みます。

春闘ではアンケート(組合員要求)に基づいた賃上げ要求に加えて、さらに「サービス 残業根絶」運動に取り組み、「ただ働き」を許さない職場世論形成と、「赤字宣伝」等に負 けない学習運動に取り組みます。

厚生連医療を守る課題では、各県・支部段階で取り組まれている、地域住民とつながる「実践事例」を集約し、各県へ資料提供していきます。また、組合員向けに「厚生連(協同組合)」の成り立ちや役割を学ぶための資材を、医療研運営委員会の協力も経て作成、学習運動に取り組みます。

また全厚労として、省庁交渉を準備するとともに、各県でも地域医療構想等の問題について、県医労連や社保協などとの共同で交渉を進めていきます。

各専門委員会の活動は、運営の自主性を尊重しながら、それぞれの企画成功に向けて、 奮闘していきます。

機関会議(中執)は、リアル開催とともに、一部 zoom 会議も取り入れつつ、効率面と議

論・意思統一を図れるように工夫を進め、開催していきます。

産別最賃(特定産業別最低賃金制度)の取り組みについては、全国一律の診療報酬制度の下で、賃金の地域間格差が生じている問題や、標準生計費では都市や地方でもほとんど変わらない事実など、特定最賃を導入すべき理由を学習するとともに、「病院で働く看護師・准看護師」及び「施設等で働く介護職」の「特定最賃」制度の創設に向けての運動を進めます。全国一律最低賃金制度と合わせて、賃金の高い都市部に人口が集中する問題を解消するためにも、全国どこで働いても同じ賃金が確保できる制度づくりに取り組みます。

☆支部交渉を重視し、職場レベルの労働組合活動の強化、「見える化」の運動を強める

労働組合の役割は、職場の切実な要求を、労使対等な立場において交渉し、その前進を 図ることにあります。県単位の春闘・秋闘での大きな要求だけでなく、支部(分会)毎の 交渉を重視し、各県労組でも支部要求の提出、交渉の仕組みを整えていきます。

病院単位になれば、職場のより身近な要求を取り上げられ、経営者・管理者にも課題を 明確にすることができます。

先にあげた労働安全衛生活動での職場環境改善と合わせて、交渉や改善の成果を、職場の組合員に伝え、労働組合活動の「見える化」に取り組んでいきます。

4. その他の課題

1) 外国人労働者への対応について

新型コロナの影響で「外国人技能実習生」の確保がこれまで想定していたようには、進まなくなりました。また既に日本で働いていた外国人労働者の雇用(解雇等)問題も発生しています。外国人労働者の医療・社会保障分野への拡大は、安価な労働力確保を助長させ、さらなる雇用・労働条件の引き下げにつながるものです。安上がりな労働力として外国人労働者を拡大する施策には反対し、国内の労働者の処遇改善による人材確保を求めていきます。また他産業も含めた外国人労働者問題について、日本医労連や全労連、技能実習生関連の組織などと連携して対応していきます。

2) 医労連共済の積極的な活用・拡大

日本医労連共済は、「医療・介護労働者の助け合い運動」として、他の保険や共済などよりも安い掛け金と給付で、組合員の生活を手助けしてきました。しかしこの間、加入者が伸び悩む中で、給付は増え、特に「医療給付」での収支が厳しくなっています。この「赤字」を解消・制度維持のために、21年度からは、個人共済の医療共済掛金が一口 100円から 130円に増額されました。掛け金増額で加入者減になってしまえば、制度維持も困難になってしまいます。コロナ罹患に対する給付など、手厚い保障を生かしながら、医療に働く仲間を支え合う制度として存続させるために、抜本的に加入者を増やす取り組みを強化します。春・秋の拡大月間で、実施されている様々な「共済加入キャンペーン」を活用し、加入者増と同時に、組合財政にも寄与する取り組みを進めていきます。各県・支部で取り組める「キャンペーン」や制度について、周知徹底していきます。

5. 各県における課題や「仲間づくり」と全厚労の支援体制の確立

厚生連の賃金・労働条件は、各県厚生連と各県連労組との団体交渉で決定されるため、 同じ厚生連職員と言っても、様々な違いや格差等も存在します。各県の到達点を大事にし ながら、他県で取り入れられている労働条件を積極的に要求に掲げていきます。

春闘回答促進対策として、web でのビデオメッセージやエール交換などの取り組みを検討します。また不当な回答等に対しては、必要な支援を早急に呼びかけていきます。

またオープンショップ組合では、過半数労働組合の維持・確保への組織拡大が重点課題になります。各加盟組織における組織拡大強化、少数組合対策を支部単位で具体化し、ブロック・本部の支援体制を構築します。さらに未加盟厚生連病院の組織づくりについても、関連するブロックとも協議し、具体化を進めます。

6. 全厚労財政確立の課題について

2022 年度では、ハイブリッド会議の開催を進め、会場参加も増えてきたことから、機関会議を中心に、予算執行が進みました。19 年度から 21 年度の 3 年間では、約 3600 万円の剰余が生まれましたが、今後、直接集まっての会議や行動が増える中で、現行の分担金収入だけでは、必要な活動費用を賄えない状況が予想されます。今後 3 年間の活動については、コロナ禍で積み上がった積立金を計画的に活用しつつ、収支均衡となるような、活動のあり方を 3 年かけて、協議していきます。

また併せて、これまで課題として上がってきた納入率の問題についても、直接、中央執行委員が集まれる機会が出来てきたことから、お互いの組織財政実態についての理解を深めつつ、具体的な「財政強化・確立」について、議論を深めていきます。

7. 各専門委員会と執行委員会の連携強化

2019年度から全ての中執がいずれかの専門委員会に所属・担当することにしてきました。 引き続き、各中執の職種や希望も踏まえ、積極的に中執が関与していきます。

具体的な専門委員会の取り組みは、それぞれの委員会の自主性を踏まえて、決定していきます。既に準備している集会の成功に向けて、取り組みを進めると同時に、コロナ禍での経験を踏まえて、直接の集会によらない形式での「運動推進」の方策も進めます。

1) 女性委員会

生理休暇の取得などの母性保護の権利行使を進めます。母性保護月間は、母性保護の権利の学習・啓発期間として、「6~7月」に実施していきます。女性グッズなどを作成し、安心して休みが取れる職場環境づくりに努めます。

2) 青年委員会

青年組合員の交流、権利学習、「仲間づくり」と「連帯・団結」の経験・成長の場として、 取り組みを進めます。K's については、24年7月に金沢で開催します。「最賃体験」学習な ど、日本医労連青年協や全労連青年部とも連携しながら、青年の要求と実現のために、青年の主体的な発想を大切にしながら、取り組みを進めます。

3) 医療研運営委員会

23年11月17~19日に、オンライン1日と会場参加での1泊2日の組合せで、計3日間の企画として、東京での医療研究集会を準備します。各県厚生連の施設で行われている地域住民との共同や、地域に出る取り組み、文化活動・病院祭などの情報を集約し、各県労組への情報提供を進めます。

日本医労連・日本医療総合研究所などが主催する「医療研究全国集会」にも結集します。

4)看護委員会

看護委員会のスローガン「知って知らせて組織する」をベースに、看護職の労働環境改善に取り組みます。重点課題である「月6日夜勤協定」と、時間外労働削減、サービス残業根絶、年休取得向上を「三位一体」で取り組む中で、増員を勝ち取ります。政府交渉や看護協会との共同などに取り組みます。10月13~14日に横浜での「第35回看護集会(今回より名称変更)」を開催します。集会企画として、横浜駅前での全厚労独自のナースウェーブ「署名宣伝行動」を準備します。

5) 平和委員会

「平和」を追求する運動が一層大事になる中で、ビキニデー集会や原水爆禁止世界大会への参加のみならず、21年のコロナ禍から始めた4年目となる全厚労独自の「ピースウェーブ」の取り組みをさらに発展させ、多くの組合員に「平和であってこそ」の暮らし、労働運動であることを学び伝えていきます。

6) 教宣部

各ブロックからの中執と教宣部員を中心に構成し、全厚労ニュースの企画・取材やホームページ等の充実、組合員教育分野の企画運営にあたります。22年度に開設したLINE公式アカウントを活用して、全厚労ニュースの情報を直接伝える工夫を行うとともに、組合員から送られる「読者の声」に、さらに応えながら、多くの組合員に役立つよう紙面改革や情報提供を進めていきます。